

# ちんぐるまツアーズ 旅行条件書

株式会社 ちんぐるまツアーズ

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。お申し込みいただく前に、この旅行条件書を必ずお読み下さい。

## 1. 募集型企画旅行 旅行条件

- (1) この旅行は、株式会社ちんぐるまツアーズ（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行です。
- (2) ご旅行条件は、下記条件のほか、コースごとに記載されている条件、「契約書面（ホームページ、パンフレット）」及び「確定書面（最終案内）」、当社「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。
- (3) 当社では、「契約書面」及び「確定書面」を原則として電子メールにて代替しております。

## 2. 旅行のお申し込み及び契約の成立

- (1) 当社はインターネット、電子メール、電話、対面、その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。
- (2) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して21日前（日帰り旅行は11日前）までに全額をお支払いいただきます。同日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行会日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (3) 15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。18歳未満の方が単独でご参加される場合は、保護者の同意書の提出が必要となりますのでお申し出下さい。
- (4) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の一部又は全額を受理したときに成立します。また当社は、団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の代表者（以下「契約責任者」といいます）より旅行代金の一部又は全額を受理した時点で、グループ全員に対して旅行契約が成立したものとします。
- (5) 当社と契約の無い旅行会社や法人等から転売目的での予約はできません。また、偽名での代理予約もできません。
- (6) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、参加履歴、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (7) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、心身に障がいのある方、重篤な

アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬をお連れの方、その他特別の配慮を必要とする方は、その旨を申込時にお申し出下さい。

(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も同様) あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出下さい。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、電子メール又は電話にてそれらを申し出ていただくことがあります。

- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9) お申し込み時に旅行日程、宿泊、運送機関の名称が確定できない場合は、旅行開始日の前日までに決定内容を記載した「確定書面」をお送りいたします。但し旅行開始日の7日前以降のお申し込みの場合は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、期日前であっても、お問合わせがあれば手配状況についてご説明いたします。

### 3. 旅行代金に含まれるもの

- ・ 旅行日程に明示した運送、宿泊、食事、入場観光等にかかる費用及び消費税等諸税、添乗同行コースの必要経費等。
- ※ 上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

### 4. 旅行代金に含まれないもの

- ・ 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「各自」などと記載した区間の交通費、食事代、入場料、旅行中の個人的諸費用（電話、クリーニング、飲物等）、オプションツアーの代金、別料金と明示した燃油サーチャージ・諸税・チップ。

### 5. 旅行契約内容・旅行代金の変更

- ・ 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与できない事由が生じた場合は契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。さらに著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合も、旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

## 6. お客様の交替

- ・ 契約上の地位を第三者に譲り渡すことは原則できません。お客様を交替する場合は、旅行契約を解除した上で、新たな旅行契約を締結していただきます。その際に、次項に定める取消料がかかる場合があります。

## 7. 旅行開始前のお客様による旅行契約の解除及び払戻し

- (1) お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

- (2) 旅行契約解除の時期及び取消料

日帰り旅行は、旅行開始日の前日から起算して11日前まで無料、10日前以降は下表によります。夜行日帰り旅行は「日帰り旅行」として扱います。

旅行開始日の前日 から起算して	～21日目	無料
	20日目～8日目	旅行代金の20%
	7日目～2日目	旅行代金の30%
	旅行開始日の前日	旅行代金の40%
	旅行開始当日	旅行代金の50%
	旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

注：お客様都合による取消の場合、当社送金時の振込手数料を差引いた金額のご返金となりますので予めご了承下さい。なお、残金はお申し出により他ツアー旅行代金へ充当、あるいは振替のご検討中に一時的に当社にてお預かりすることも可能です。

- ※ 取消日は、お客様が当社営業日・営業時間内にお申し出のあった時を基準とします。
- ※ 航空機を利用する旅行契約を解除する場合は、ツアー開始の前日から起算して21日より前であっても、各航空会社が条件としている航空券取消料等が発生しますのでご注意ください。

- (3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料金で違約金をいただきます。

- (4) お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更についても、お取り消しとみなし、取消料の対象となります。

- (5) お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。

(ア) 契約内容が変更されたとき。但し、その変更内容は旅程保証の対象となる第14項の規定に基づく「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる重要なものに限ります。

- (イ) 第5項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- (ウ) 当社が、旅行開始日の前日までに「確定書面」をお送りしなかった場合。
- (エ) 当社の責に帰すべき事由により、「契約書面」に記載した旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## 8. 旅行開始前の当社による旅行契約の解除及び払戻し

- (1) お客様から当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、前項の取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) お客様人数が、最少催行人員に達しなかった場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は、旅行開始日の14日前（日帰り旅行は4日前）までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払戻して、当該の旅行契約を解除いたします。

## 9. 旅行開始後の旅行契約の解除及び払戻し

- (1) お客様による解除及び払戻し
  - (ア) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
  - (イ) お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられないとき、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合、当社は旅行代金の当該部分をお客様に払戻しいたします。但し、当社の責に帰さない事由による場合は、当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用を当該金額から差し引いたものを払戻しいたします。
- (2) 当社による解除及び払戻し
  - ・ 当社は以下の場合、旅行契約を解除することがあります。その場合、旅行代金のうちお客様がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分から当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に払戻しいたします。
    - (ア) お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
    - (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わず、又は他のお客様に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げるとき。
    - (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

## 10. グループ・団体契約

- (1) 当社は、2名以上のグループ・団体の契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、また将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 相部屋を基本とするツアーにおいて個室利用を予め希望された場合、別途差額料金を申し受けるとともに、旅行契約成立後に参加人員減となる場合には、お一人さまにつき第7項(2)に基づく料率で取消料を、ご参加のお客様からは宿泊施設が定める1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただく場合があります。

## 11. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、おひとり様15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

## 12. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。
- (2) お客様の安全のため、旅行中はガイド及び添乗員の指示に従っていただきます。
- (3) お客様は、当社から提供される情報を活用し、「契約書面」に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (4) お客様は、旅行開始後に、「契約書面」に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (5) お客様が旅行参加中に、傷病その他事由により医師の診断や加療その他の措置が必要となった場合には、旅行の円滑な実施を図るため当社の指示に従っていただきます。

## 13. 特別補償

- ・ 当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程に基づき、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金及び携行品損害補償金を支払います。但し、以下の場合には対象となりません。
  - (ア)細菌性食物中毒によるもの
  - (イ)当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日にお客様が被った損害

#### 14. 旅程保証

- ・ 旅行日程に重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約）の規定に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を上限とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

#### 15. 禁止行為

- ・ 参加者は、当社との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 他の参加者や第三者、もしくは当社の著作権、財産権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。
  - (2) 前号の他、他の参加者や第三者、もしくは当社に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為。
  - (3) 他の参加者や第三者、もしくは当社を誹謗中傷する行為。
  - (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の参加者又は第三者に提供する行為。
  - (5) 当社の承諾なく、当社との契約を通じて又は当社との契約に関連して、営利を目的とした行為又はその準備を目的とした行為。
  - (6) 法令に違反又は違反するおそれのある行為。
  - (7) その他、当社が不適切と判断する行為。

#### 16. 反社会的勢力の排除

- (1) 参加者は、当社に対して、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 参加者は、当社に対して、自ら又は第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。
  - (ア)暴力的な要求行為。

- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (エ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。
  - (オ) その他、前各号に準ずる行為。
- (3) 当社は、参加者が本項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに参加者との契約を解除することができます。なお、解除に起因した関連して、参加者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

## 17. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、インターネット、電子メール、電話、対面、その他の通信手段によるお申し込みやインターネットを介した各種入力フォーム、電子メールでのお問合せ等によりご提供いただいた個人情報及び当社のサイト閲覧履歴、購買履歴等の情報を、直接又は間接に取得し、その一部を個人データとして保有し、お客様との間の連絡をはじめ、お客様からお申し込みのあった旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申し込みの際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) 前項のほか、以下項目のためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。なお、その他の利用目的について、本取扱い以外に個別に公表又は通知することがあります。
- (ア) お申込み内容の確認、照会
  - (イ) メールマガジンの配信
  - (ウ) 旅行参加後のご意見やご感想の提供又はアンケートのお願い
  - (エ) 旅行商品や各種割引サービス、キャンペーンに関するご案内
  - (オ) 統計資料の作成
- (3) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の緊急連絡先をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で緊急連絡先へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、緊急連絡先の個人情報を当社に提供することについて緊急連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社ホームページの[個人情報保護基本方針](#)をご参照下さい。

## 18. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お

お客様の怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。

- (2) お客様の便宜を図るため土産店にご案内する場合がございますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 集合時間は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (4) 天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延、道路事情等により行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様負担となります。
- (5) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

この旅行条件は、令和7年11月1日を基準としております。